

## 平成23年度 第1回 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

1. 開催日時：平成24年3月22日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで
2. 開催場所：木更津市役所 6階会議室
3. 出席者氏名：（協議会委員）別紙、名簿のとおり  
（木更津市）水越市長、須藤経済部長  
（事務局）経済部農林水産課 森課長（兼次長） 齊藤副課長 高橋主査 松木事務員
4. 議事  
（1）協議会役員を選任について  
（2）市内の農用地の状況について  
（3）長須賀地区の農振除外検討について

### 5. 会議の内容

#### 齊藤副課長（司会）

本日は、お忙しいところ平成23年度第1回木更津市農業振興地域促進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます農林水産課の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに委嘱状の交付式を行ないます。委嘱状の交付につきましては、議長席に向かって左側の安藤様から時計と逆回りに水越市長より順次交付させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが議長席の前までお進みくださいますようお願い申し上げます。

（市長から委嘱状の交付）

#### 齊藤副課長（司会）

以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

引き続きまして、水越市長からご挨拶を申し上げます。

#### 水越市長（挨拶）

皆様、こんにちは。市長の水越でございます。

「平成23年度第1回木更津市 農業振興地域整備促進協議会」の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、皆様方には、大変お忙しい中を、協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員への御就任をお願いいたしましたところ、17名の皆様に、快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、現在の農業は、安全・安心で美味しい農産物を求める消費者需要の高まりに加え、自然環境の保全や、また、安らぎの場の提供など多面的機能を求められております。

一方、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、また、輸入拡大による農産物の価格の低迷や原子力発電所の事故による放射能汚染など問題も生じており、大変厳しい状況にあります。

国では、今後五年間で、新規就農者の確保や農地の集積・規模拡大、六次産業化の推進などの施策への取組みを展開するとのこととです。

本市といたしましても、農業施策のマスタープランとなる新たな「農業振興総合計画」を策定する

ことにより、時代の要請に応じた適切な施策に取り組むなど本市の農業振興を進めてまいり所存でございますので、委員の皆様方におかれましては、これから二年間、それぞれのお立場からご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、協議会役員を選任していただいた後に市内の農用地の状況や農業振興に係る事業の進捗状況などについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

委員の皆様方には、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく、お願いいたします。

#### 齊藤副課長（司会）

大変申し訳ございませんが、ここで、市長は公務の都合により退席をさせていただきます。

（水越市長 退席）

#### 齊藤副課長（司会）

ここで、お知らせいたしますが、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」によりまして、会議は原則、公開とされております。

そのため、この協議会も公開とさせていただいております。

会議傍聴者の受付をいたしましたところ、現在のところ傍聴希望者が0名でございますが、会議途中で希望者があった場合には、傍聴席で傍聴いたしますことを、予め、ご承知おきください。

それでは、あらためまして、協議会を進めて参りたいと存じます。

先程、委嘱状を交付いたしました。委員の皆様のご紹介につきましては、時間の関係上、会議資料の22ページでございます委員名簿によりまして、代えさせていただきますと存じます。

なお、本日、山下秀彌委員、川島三夫委員、磯貝清一委員が欠席、また、千葉県君津農業事務所山本泰三委員につきましては、君津農業事務所次長磯野弘司様に代理出席いただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、経済部長の須藤でございます。次に経済部次長兼農林水産課長の森でございます。次に、農林水産課で農業振興地域に関することを担当しております高橋でございます。次に、同じく松木でございます。そして、私、先程より進行役を務めております副課長の齊藤でございます。

以上よろしくお願いいたします。

#### 齊藤副課長（司会）

それでは、これより会議に入らせていただきます。

議長につきましては、会長が選任されるまでの間、須藤部長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 須藤部長（仮議長）

それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

これより、平成23年度第1回木更津市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。

本日の出席委員は定数17名中14名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは議事に入ります。

まずは、議事（1）の役員の選任について議題に供します。

会長の選任につきましては、木更津市附属機関設置条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によってこれを定める、となっておりますが、いかがいたしましょうか。

#### 山口委員

幸いにして、前会長の安藤委員と前副会長の吉崎委員が選任されていらっしゃいますので、引き続き、お二人に会長と副会長をやっていただければと推薦いたします。

#### 須藤部長（仮議長）

只今、山口委員より安藤委員を会長に、吉崎委員を副会長に推薦したいとの発言がございましたが、他に意見はございますか。

いかがでしょうか。

（異議なしの声）

#### 須藤部長（仮議長）

異議なしとのことですので、会長は安藤委員、副会長は吉崎委員が選出されました。

なお、木更津市附属機関設置条例第6条第1項によりまして、会長が議長を務めることと規定されておりますので、これをもちまして、仮議長を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

#### 齊藤副課長（司会）

恐れ入りますが、安藤新会長は議長席の方へお願いいたします。

#### 安藤会長（議長）

ご指名にあずかりました安藤でございます。引き続き、会長を務めることとなりましたが、どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど市長からもありましたように、農業振興地域整備計画は地域の経済あるいは農業基盤において非常に大事な計画になることですから、私といたしましても、できるだけ注意深く進めて参りたいと思っております。

どうぞ御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、議題（2）「市内の農用地の状況について」を議事に供します。

事務局から説明をお願いします。

#### 森次長（事務局）

農林水産課長の森でございます。この度は、農業振興地域整備促進協議会ということで、皆様方におかれましては大変ご多忙のところ、私どものため貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

本協議会は、前回、平成22年5月25日に開催し、農業振興地域整備計画の全体見直しについてご審議いただきました。

その後、千葉県知事に計画の変更協議を行い、平成22年6月28日付けで本同意を受け、同7月1日付けで公告を行いました。

これにより、平成19年度から凍結しておりました農振除外の申出、いわゆる随時変更、一般管理

と呼んでいるものでございますが、これを再開いたしました。

皆様もご存知のとおり、平成21年度に「農業振興地域の整備に関する法律」の一部改正があり、それを受けまして、国、及び県において、「農用地等の確保等に関する基本方針」が変更されました。

主な内容といたしましては、除外の、よりいっそうの厳格化と、農用地区域への積極的な編入となっております。

本日は、再開いたしました随時変更の処理経過等を説明させていただきますが、疑問や不明な点などがございましたら、会議終了後におきましても、私どもにお申し付け下さい。

それでは、詳細につきましては、担当の高橋から説明させていただきます。

### 高橋主査（事務局）

農林水産課担当の高橋でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに皆様にお配りいたしました会議資料ですけれども、ホチキス留めしてあるものが1部、座席表が1部ございます。

まず、会議資料、ホチキス留めの方でございますが、表紙の次に次第がございます。その次に1ページから始まりまして両面コピーとなっております。最後の22ページの委員名簿までの資料となっております。資料の説明の際には何ページをご覧くださいとご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第の2、議題（2）の市内の農用地の状況についてご説明させていただきます。

お手持ちの資料1ページをご覧ください。

市内の農用地の状況につきましては、先程、森農林水産課長の方からご説明がありましたように、全体見直しを行いました。前回の平成22年5月25日に当木更津市農業振興地域促進協議会を開催いたしました。その中で承認を受けまして、平成22年6月、県に変更協議申出を行いました。そして平成22年6月28日に千葉県知事の同意をいただきました。それを受け、平成22年7月1日に公告を行っております。

農業振興地域整備促進計画の見直しにつきましては、概ね5年ごとに全体見直しを行うこととされております。本市においてもこれに従い、概ね5年ごとに基礎調査を実施し、基礎調査の結果により土地利用の見直しが必要と判断した場合は農業振興地域整備促進計画変更原案を策定いたしまして、本協議会に諮り、千葉県知事に変更協議を行っていく予定でおります。

次の2ページをご覧ください。

いわゆる一般管理とされる随時変更でございますが、こちらは木更津市においては除外申出の変更の締め切りを毎年3月末と9月末の2回に定めております。

凍結しておりました随時変更を再開いたしまして、平成22年9月末の締め切り及び3月末の締め切りにおいて合計で9件の変更申出がございました。トータルといたしましては、編入も含めまして7460.64㎡の増となっております。

3ページの下に総合計が表示してございます。内訳といたしましては、2ページ、こちら平成22年9月末の締め切り案件でございますが、2回に分けて県と協議を行っておりますが、まず上の1回目の方、3件ございました。除外が3件で、9776.66㎡、下段ですが、申し出は4件ありましたが、1件かなり除外が難しいということで取り下げに至った申し出がございます。それを除きますと計3件1230.2㎡の除外を行っております。

主な内容としましては、分家住宅及び広域型特別養護老人ホームのための除外となっております。

次の3ページをご覧ください。

こちらは平成23年3月末締め切り案件でございますが、こちら上段、編入が1件24891㎡、除外が1件6267.41㎡となっております。

主な内容としまして、編入の方は経営育成体基盤整備事業ということで、武田川下流地区の事業実施に伴う編入を行っております。

除外の方は、矢那地区で駐車場及び研修場のための除外を行っております。

次の4ページをご覧ください。

その他に、こちらが平成23年9月の締め切り案件でございますが、こちらはいわゆる軽微変更ということで、用途変更でございますが、地目田んぼを農業用倉庫のために農業用施設用地とすることとしまして156㎡の変更を行っております。

以上で議題(2)市内の農用地の状況についてのご説明をさせていただきました。

#### **安藤会長(議長)**

事務局からの議題(2)の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

何もありませんか。それでは、無いようですので、次に議題(3)「長須賀地区の農振除外検討について」を議事に供します。

事務局から説明をお願いします。

#### **高橋主査(事務局)**

では、お手元の資料5ページをご覧ください。

長須賀地区の農振除外検討につきまして、当長須賀地区において、コメリによる出店計画に伴う除外の事前申出でございますが、そちらがありまして、現在県及び国との協議を行っているところでございます。

こちら正式な除外申出ということではなくて、その事前の前段階の協議ということになってございますが、主な経緯といたしましては、お手元の資料にありますように、平成16年の5月にコメリから市の方へ長須賀地区への出店計画の相談がございました。

県の農地課が担当となりますが、そちらの方と協議・相談等を行いまして、その間に平成19年10月から平成22年7月の間に、農業振興地域整備促進計画の全体見直しに伴い、一般管理を凍結したことにより中断いたしました。

そちらが平成22年7月1日の公告により解除になりまして、再び地元の方から市長へ要望書が出され、一昨年、平成22年10月の時に関東農政局に対しまして、県の担当者とともに同案件の説明を農林水産課と都市部局の方が同行いたしまして行いました。

その中で、農振除外の方は5要件、要件が5項目ございます。そちらの5要件につきましては、次の6ページをご覧ください。

こちらの農振除外のための5要件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条2項に規定されてございます。1つ目は、農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、2つ目は、計画が農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、3つ目、計画が安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、4つ目でございますが、計画が土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、5つ目、土地改良事業等の完了後8年を経過しているものであること、というものがございます。

その他に計画の妥当性、計画に対する施設規模についての要件や必要性・緊急性について問われることとなっております。

現在協議中でございますが、今後も全体スケジュールや事業計画の精査、除外要件の内容等について、関係部署及び県と事前調整を行っていく予定でございます。

以上でございます。

#### 安藤会長（議長）

事務局からの議題（3）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

#### 山口委員

コメリさん、だいぶ前からずっとこうやって計画されているから検討もあるんでしょうけど、現実問題としてこの見通しはどうか。要するに、除外されてコメリさんが出店されるかどうかという問題があると思うんですけど、その辺は問題はないんですか。

#### 高橋主査（事務局）

ただいまの山口委員のご質問でございますが、問題は山積みというところでございます。

実は、この22年の10月に関東農政局に担当者と県の担当者と説明に伺ったのですけれども、一応話は聞いていただいたんですが、農振除外、これだけ事業計画の方も7haに及ぶものになりますので、なかなか難しい、厳しいということで、感触としてはかなり難しいものとなっております。

こちら単に事業者の事業計画としてのものだとかなり厳しいということで、市の施策として、一応こちらの地区にコメリの方、こういった物販の大きなものを誘致する立場で、市の施策として進めるということで現在進んでおります。

以上です。

#### 國吉委員

市が誘致するっていう形になるんですか。

#### 高橋主査（事務局）

はい。その通りでございます。

#### 國吉委員

分かりました。

#### 安藤会長（議長）

他に質問等ありますか。

#### 國吉委員

それと、8ページの図があるんですけれども、ここにメインゲート、サブゲートとあるんですけれども、これ、都市計画道路の予定ということなんですけれども、この都市計画道路と一緒に進まなければ事業は当然オープンに向けられないと思うんですけれども、その点の都市計画道路の今後をお聞かせいただければ。

#### 森次長（事務局）

この都市計画道路の取扱いにつきましては、今のコメリさんとの協議の中では、いわゆるコメリさんと接する部分については事業者の方で整備しますということですので、今後その先に延伸する部分

の都市計画道路の取扱いにつきましては、この整備のスケジュールに併せてですね、順次都市整備の方で協議をしながら進めていくという回答を得ております。

**國吉委員**

では確認ですが、この図面の駐車場が配置図の塗ってあるところ、これ全部コメリさんの方で舗装を全部やるということよろしいわけですか。

**森次長（事務局）**

今のところそういう考えでコメリさんと事業を進めているところでございます。

**吉崎委員**

店舗エリア駐車場、これの反対側の部分、図面8ページの左側の部分については農地があるんですけども、そこら辺は何か予定はあるんですか。

**須藤部長**

国道の西側ということですか。

**吉崎委員**

国道16号の上の部分、北側です。そこら辺がですね、仮に、空き店があるところの裏側ですよ、ここら辺は除外されているんですか、この計画では。

**森次長（事務局）**

店舗エリアの北側のエリア外になるんですけども、農振農用地の指定にはなっておりません。

**吉崎委員**

指定になっていないわけですか。

**森次長（事務局）**

はい。この店舗エリアの道路のところが境になっている状況でございます。

**吉崎委員**

それとこの図面上で言えばですね、農振ですよ、農振じゃない。

**森次長（事務局）**

農振農用地には入っておりません。

**吉崎委員**

店舗エリアと駐車場エリアの中は全部農振農用地なんですか。

**須藤部長**

そうですね。

先程、山口委員の方からですね、見通しは果たしてどうかということで、なかなか厳しいというお話をさせていただきました。先程、資料でいう6ページですか、こちらの方に除外要件5項目あるわけなんです、5については既にクリアされていると思われ。2、3、4についてはですね、いろいろ担い手の方であるとか、今実際に耕作されている方、また周辺の方々を含めた形で努力をすれ

ばですね、なんとなくクリアできていけるのかな、事業者サイドで頑張っていけば見えてくる可能性があるんですが、問題は1でしてですね、農用地等以外にすることが必要かつ適切で農用地以外に代替すべき土地がないこと、これを説明するのがなかなか難しいということになります。

基本的には、こういった施設ですので、本来であれば市街化区域で展開すべきでしょうというのがございます。ですから、農用地区域以外ですので、調整区域も含めて、市街化区域、それらも含めて、そちらでなければならぬ、そちらに代替することができないということをクリアしていかなければならないという、この辺についてなかなか難しいのかなということが言えるかと思えます。

それと、あと先程都市計画道路の整備について國吉委員の方からご質問がございましたけれども、これについては仮に今の計画の話がゴーという形になる時にですね、いわゆる許可の開発行為等の許可の中でですね、そこら辺の調整がされていくと思えます。その中で都市計画に整合するということですね、基本的には事業者の方で、先程回答させていただいたように整備をしていただくという方向で進んでいくかと思われます。

なお、今、ここの地区については、都市部の方で市街化調整区域における土地利用の方針というのが策定されまして、既に運用を開始しております。そういった中で、ここのところについては沿道開発誘導ゾーンといいますかね、そういった位置づけになっておりまして、市全体としては、欲張りなのかもしれないのですが、調整区域、やはりここについては、16号北の方からずっと君津、富津境あたりまでこう見渡す中で、本当にここだけちょっと事業がしっかりされていないということで市全体としてはここがやっぱりもったいないだろうというのが一つございます。そういった中で、ここについては、私どもとしてはできれば除外は、農用地として確保というものもあるんですが、市全体としてはそういう方向でございます。

そういった中で、今、市全体では中里曾根線というこの東西の道路であったり、富来田地区の下郡大稲線、それとかずさに向かう請西潮見線、この3つの道路のですね、整備の促進をする上でですね、沿線の開発というような形で、ここについてこういった土地利用ができればなあということで、市全体としては取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### 國吉委員

この都市計画道路、どこにつながるんですか。教えていただけますか。

#### 森次長（事務局）

延伸は袖ヶ浦の平成通りにタッチするものという計画になっています。

#### 吉崎委員

私、地元なものでですね、水路の関係、小櫃堰さんとの関係があるんですけども、ここら辺は、もしですね、なった場合なんですけども、水路関係については市の方でやるんですか、それとも企業がやるのか、そこらへんをもしよかったら教えてください。

#### 森次長（事務局）

これに付随するいわゆる公共施設的な整備についてはですね、先程部長の方から説明があったように、いわゆるこの開発するにあたっての都市計画法の手続きが必要になって参りますので、都市計画法の中で開発をするにあたっての諸条件が出てくると思えます。一つは、いわゆる水路の承諾書を含

めてですね、その中でそういった整備がされてくるはずですので、仮にその開発に伴っての施設整備が必要になれば、その都市計画法の開発の中で審査をされていく中で、そういった水路の整備とかですね、都市計画道路も含めた形で条件として出てくるのかなという風に思っております。

#### 小原委員

こういう業者というのは、市としても金田なんかとかいっぱい作っているのだけど、コメリさんの採算は合うんですか。こんないっぱい作ってて。そういうのも考えなくていいんですか。

#### 森次長（事務局）

何度かコメリさんの方と打ち合わせをしていただく中で、そういったお話もさせていただきました。我々とすれば農業振興を図る意味で除外はちょっと待ってくださいよというのが本音でございまして、市とすれば優良農地を確保していきたいというのが、我々の立場なんですけれども、そういったその、コメリさんのとかいろいろこれに似たような、ジョイフル本田さんだとか、いろいろ施設があるんですけれども、ターゲットが違うようなことをコメリさんは言っていましたね。直接その、いわゆる農家とのやり取りができる場所というんですかね、いわゆる市街化区域ではなくて、トラックでそのままその施設に入り込めるような場所をコメリさんとしては目的としていると。

もう一つは規模ですけれども、いわゆるパワーコメリという、規模がもう一つランク上の大きい規模の施設を目指しているという風に聞いております。

#### 小原委員

コメリはうまいんだけどね商売が、だけど、本当にこんないっぱい作っちゃって、もしも撤退なんかしたら大変なことですよ。その跡地っていうのは、コメリさんが自由に利用できるってことになるんですか。

#### 森次長（事務局）

底地については買い上げなのか、借り上げなのか、ちょっとその辺まで細かい話はまだ詰めておりません。最終的にこの用途が、ゴーサインが出るようなタイミングでですね、その辺の、コメリさんは決断をすると思います。

撤退というお話がございましたけれども、万が一撤退するのであれば、これはまた一旦農振を外したものを新たに組み入れる、あるいは農地に戻すというのはかなり不可能だと思いますので、先程言ったように都市計画が定めている市街化調整区域の土地利用の方針に従ってですね、今後その土地利用が図られるという風に考えております。

#### 江澤委員

その場合、もし撤退の場合は今後、他の者が利用するのかなはずです。

それとですね、この都市計画道路、これは大体、平成通りの方につながるというのは大体いつ頃の計画なんですか。

#### 森次長（事務局）

撤退後のお話はちょっとなかなか難しいところなので、お答えしづらいところがあるんですけれども、都市計画道路につきましては、コメリのゴーサインを含めて、その先の延伸部分の計画を立てていくと。もちろんその都市計画道路にも農振農用地が含まれているところがありますので、その除外も審査の中に今後入ってくると思われますので、その中で考えていきたいと思っております。

#### 安藤会長（議長）

他にございませんか。

#### 山口委員

地元は確か賛成してるんですよね？私も長須賀だから、チラチラどうなってるんだって話を聞くんですけど、地元は賛成しているんですよね。

#### 森次長（事務局）

はい。地権者100パーセントかどうかはちょっと確認取っておりませんが、おおむね100パーセントに近い地権者の方の同意は得ていると。昨年、地元区長さんのほうからも市に対する出店の立地に関しての要望書が市長の方にあがっているということです。

#### 安藤会長（議長）

他にございませんか。

#### 磯野委員代理

須藤部長の方から説明があった16号線沿線の将来的な利活用のビジョン、これが明確にならないと1番が本当にクリアしないんじゃないかという懸念と、仮にここだけをやってしまうと除外されたということで、周りがどんどん転用の可能性をどんどん秘めてくるってことなんで、むしろその農振除外の議論をする前に、都市計画の将来のあり方がきちり作られないと本当に大丈夫なのかという問題と、その都市計画道路のさらに沿線までいくっていうプロントの、併せてですね、明確な16号沿線の方針がいち早く作られないと国はOKを出さないんじゃないかなと思うんですけど、コメリありきで議論をするといまいち成功しないんじゃないかなと、私は思いますね。

#### 須藤部長

土地利用方針の話在先程させていただいたんですが、基本的にはこれを実現化するためには地区計画という計画をしっかりと立て、都市計画に位置づける必要がございます。そういった中で、16号沿線については調整区域が市境から久留里線まで続いているわけなんですけど、確かにこの沿線自体をどういったものにしていくかということになりますとですね、一部16号については、真ん中がいわゆる盛り土式になっておまして、なかなかこの沿線土地利用もできるところが限られたところになって参りまして、なかなかこの部分以外について、いわゆる将来の都市部サイドの考えを入れていくというのは、なかなか難しいところかなという気がしております。

この計画地の反対側についてはやはり調整地域がございますので、こういったところも含めて本来であれば将来像を立てられればなあというのは思っております。

以上でございます。

#### 磯野委員代理

できればですね、この地図を調整区域がどれでという色分けをして委員さんに示さないと議論にならないんじゃないかなって思うんですけども。先程、北側は調整区域ですっていう、そういうのが心配されたわけですから、どこまでが調整で農振なのか示した方が皆さんも分かりやすいでしょう。

#### 山口委員

今の道路の南側の広いところは農振なんですか。都市計画道路の下になっているんですけど。

### 高橋主査（事務局）

そうです。農振区域です。

### 磯野委員代理

今までの私どもの農振審査会の中で、ローソンとかありますけども、そういうものとか次々どんどん建っている。そういう利便性のある施設ができると、どんどん許可になってしまうんですね。意識がそういう優良農地の確保と言う観点から言うと、50町歩、100町歩は広がりのある農地だっことで当然一種農地なんであって、ポツンポツンとこういう利便性のある施設ができると、みんなどんどん二種になっちゃうんですよ。二種農地にしちゃうと、どんどん許可になっちゃうんですね。その辺の危険性もあるので、私がさっき言ったように、都市計画の将来ビジョンをきっちりしないと虫食い状態になってしまうという懸念がありますので、そこを注意して欲しいと思います。

### 森次長（事務局）

ただいまの磯野次長のご意見なんですけれども、先程事務局の方から説明したように事前の事前という形であらかじめ県の方に、県のいわゆる農振除外担当といろいろ詰めていく中でですね、今のと同じような意見もいただいております。

コメリありきで、このポイント的にここだけをどうするのかという話ではなくですね、市全域の、都市計画道路整備であれば重要な路線の整備スケジュールも含めた形で、市の考え方を整理してくるように宿題をいただいております。そういった諸々については我々農業サイドだけでは計画立てられませんので、関係部署とですね連携を図ってですね、これについては企画サイドがコメリについては窓口として市全域まとめておりますので、関係部署とその辺を整理しながら今後検討・調整を図っていきます。

除外の申請については、2haまでが県の許可、本来4haなんですけども、2haから4haまでが国の協議になっております。で、4haまでは県の許可という形、4ha以上が国の許可という形になりますので、当然国の案件という形で最終的に県とともどもに国の方に調整に行かなければならないんで、今一生懸命県とともにですね、協議を詰めているというところでございます。

### 齊藤副課長（事務局）

次の、その他の中で今回の協議会の運営要領についてお諮りいただきたい点がございまして、先程来ご議論いただいておりますコメリの検討につきます、一般管理における農用地の除外処理の問題なんですけれども、平成14年に当協議会におきまして、こちらの件につきましては、次回以降協議会を経ずに県の事前協議に提案することについて承認されたという経緯がございました。実は今ご説明しておりますコメリの案件につきましては、平成14年の決議からいきますと経過の報告ということになりますので、その他の議題の中でこちらの運営要領の改正についてご審議いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

### 安藤会長（議長）

それでは、質問が無いようでしたら、次に議題（4）その他といたしまして、何かございますか。

### 高橋主査（事務局）

はい。議長。私の方から、その他といたしまして2点ほどお話ししたいと思います。

今しがた齊藤の方から話がありましたけれども、1点目でございますが、本協議会の運営要領についてでございます。

本協議会運営要領、現在のものにつきましては、資料の21ページに参考として掲載してございます。

そちらの運営要領の一部を変更したいと思いますけれども、案につきましては18、19ページに、18ページに新旧対照表として、19ページはそれを入れた形として運営要領の案をお示ししております。このうち、19ページのところをご覧いただくと第2の協議事項等の(1)のところでございますが、市の定める農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事で、ただし、今まででございますと、軽微変更のみの場合は省くことができるとされておりました。しかし、ここにコメリの案件等も考慮いたしまして、先程森課長の方からも話がありましたが、2ha未満の場合は県と市の協議だけで決まりますけれども、2haを超えますと県からさらに国への協議、国の同意まで必要とする案件になりますので、こちら2haを超えるものについてはこちらの協議会を経て、県の方に提出したいと考えてございます。

そこで、こちらの(1)のところの下線で示してございますが、2ha未満の軽微な変更というところに変更したいと思います。よろしく願いいたします。

次に2点目でございますが、上望陀地区水田活性化計画というものがございます。そちらの進捗状況についてを事務局の齊藤の方から説明したいと思います。よろしく願いいたします。

#### 齊藤副課長（事務局）

それでは申し訳ございませんが、資料の10ページの方をお開きいただきたいんですけども、資料の10ページに上望陀地区水田活性化計画と大きく書かれた横に印刷されたものがございますけれども、こちらにつきましては、農林水産省関東農政局の方に市の方から提出しております上望陀地区の計画でございます。これにつきましては、本市のホームページにも掲載しております、いつでも見られるような状況になっております。

こちらの計画を提出したいきさつといたしましては、上望陀地区ですね、平成22年度に国の交付金「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」こちらを活用いたしまして、米粉の製粉の施設を整備しております。それに伴います計画でございます。

11ページをお開きください。こちらの活性化計画の概要なんですけれども、右上の方に計画期間がございます。平成22年度から26年度の5か年の計画となっております。目標といたしましては、この下に出ておりますけれども、木更津市上望陀地区におきましては、水田が地域の7割を占め、農業生産の第一となっておりますけれども、近年農業者の高齢化や米価下落による農業所得の減少によりまして、水稻生産の農家の戸数が減少してきております。また、米の生産調整等により、水稻の作付面積も減少してございまして、高齢化に伴って耕作放棄地も増加傾向であると。そういったところから、このような活性化の計画を作っているような次第でございます。

その目標の中の下の部分になりますけれども、目標といたしまして平成26年度を目標年度といたしまして、認定農業者数を8名、なおかつ認定農業者が行っております水稻の作付面積を22ha以上とすることを最終目標としております。

この表の下の部分なんですけれども、今後の展開の方向といたしまして、上望陀地区におきましては、新規需要米による転作を推進し、米粉パン等の米粉を使った商品開発を推進するという事で、今後の米粉によるパンの給食の拡大とか市内の製パン業者あるいは和菓子店等への普及を図りまして、地産地消を推進して水田の活性化、農家所得の向上、担い手育成を図るという風な今後の展開となっております。

12ページをお開きいただきたいんですけども、この計画によりまして行う事業でございますけれども、一番上の部分、上望陀地区におきまして処理・加工・集出荷貯蔵施設（農林水産物処理加工施設）と、こちらが米粉の加工施設という風な形になります。

米粉の加工施設といたしましては、全体事業費、計画の事業費なんですけれども、3,732万円、このうち平成22年度の農山漁村活性化プロジェクトの支援交付金が2分の1入りますので、およそ1,860万円が国の方の交付金、それを一旦市が受け入れして、市の補助金として交付するような補助金を使っております。

16ページをお開きください。

この活性化計画の目標の達成状況の評価等というようなものでございますけれども、本計画は地域農産物である米の消費拡大により、農業の振興と地域の活性化を図ることを目標に、認定農業者の規模を目安といたしまして、達成度合い等について、水稻の作付農家数を21年度数値を基礎に毎年度認定農家数による水稻の作付状況を比較いたしまして、計画最終年度の翌年であります平成27年度に最終評価を行うこととしております。

なお、評価につきましては、市の附属機関設置条例に基づきまして組織されております当協議会におきまして、検証を行うとともに結果を公表するという風な形で計画は策定しているところから、今回、2年目となりますけれども、その状況についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

こちらが目標としております認定農業者数と水稻の作付の面積となりますけれども、比較の対象となりますのが平成21年度の状態になります。認定農業者数が8名、水稻の作付面積につきましては19.2haとなっております。初年度の22年度につきましては、認定農業者数は8名、水稻の作付面積が16.5haでございました。2年目となります平成23年度につきましては、認定農業者数は8名、水稻の作付面積につきましては23.5haとなっております、数字的にはあまり大きな目標ではございませんけれども、26年度の目標に対しまして少しずつ増えていっている。認定農家数は認定農業者数と同じですけれども、作付面積の方は増えていっているという風な状況でございます。説明につきましては以上でございます。

#### 安藤会長（議長）

それでは議事等（4）その他について、事務局から2点説明がございましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

#### 國吉委員

米粉の件なんですけれども、ここに今後の展開方式で、木更津は学校給食に関して促進するということになっているんですけども、学校給食のパンは港のますやが一貫してやっていると思います。そして、ますやさん、多分、学校食材について組合とか何かそれ一本で小麦粉を取っていると思うんですけども、そういうのは対応は検討したことはあるんですか。

一方的にこういう施策でますやさんに持っていくということではないわけですか。

#### 齊藤副課長（事務局）

委員おっしゃられるとおり、一方的にそういうことを進めることはできませんので、事業者と一緒にですね、県の学校給食会の方に木更津市の米粉を使っていただけるようお願いに参った経緯がございます。

#### 安藤会長（議長）

他にございませんか。

では、1点目の協議会の運営要領の一部改正については、この場で採決したいと思います。

協議会の運営要領の一部改正案を適当とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数でありますので、協議会の運営要領の一部改正については、原案を適当といたします。その他全体をとおり、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

#### 森次長（事務局）

先程、磯野次長さんの方からご意見があったんですけども、長須賀の図面で市街化区域と調整区域の分かる図面をというお話でございましたので、皆様にこの後、会議録を送付させていただきますので、その中に図面を同封させていただきますので、それでご了承いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 江澤委員

都市計画道路の図面も一緒にあると非常にありがたい。

#### 森次長（事務局）

A3あたりだと袖ヶ浦まで延びていくエリアが入らないと思いますので、25000分の1の都市計画図がございますので、それを1枚同封させていただきます。

#### 鈴木勇委員

小櫃堰からお願いしたいと思いますが、今後ですね、コメリの長丁場ですか、開発される事前協議を行っていかうと思いますけれども、そこは先程吉崎委員が言われましたように、いろいろな水路がたくさんありますから、農用排水の切り回し等については、また事前協議の中で小櫃堰と市と県と、またいろいろな協議があろうかと思いますが、その辺については残された農地の農用排水の整備をしていかなければいけないので、その辺ひとつご考慮お願いして、事前協議には、小櫃堰としては、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

#### 安藤会長（議長）

他にございませんか。

それでは、以上で本日の議事等がすべて終了しましたが、事務局から何かございますか。

それでは無い様ですので、これを持ちまして本日の協議会の議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### 齊藤副課長（司会）

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、長時間にわたり、お疲れ様でした。

これを持ちまして、平成23年度第1回木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

以上